

総務文教常任委員会

日 時 平成30年3月13日(火)

午前10時から

場 所 全員協議会室

議 題

1 付議案件(8件)

- (1) 議案第14号 射水市職員定数条例の一部改正について
- (2) 議案第15号 射水市個人情報保護条例及び射水市情報公開条例の一部改正について
- (3) 議案第16号 射水市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第30号 射水市体育施設条例の一部改正について
- (5) 議案第31号 射水市手数料条例の一部改正について
- (6) 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年専決処分第2号 平成29年度射水市一般会計補正予算(第6号))
- (7) 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年専決処分第5号 平成29年度射水市一般会計補正予算(第7号))
- (8) 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年専決処分第8号 平成29年度射水市一般会計補正予算(第8号))

2 報告事項(5件)

- (1) 使用料・手数料の適正化に関する基本方針の概要について
(企画管理部 人事課 資料1)
- (2) 射水市津波ハザードマップの更新について
(財務管理部 総務課 資料1)
- (3) 平成30年度(2018年度)地方税制改正(案)の要旨について(市町村関係部分)
(財務管理部 課税課 資料1)
- (4) 射水市立大門中学校整備計画について
(教育委員会 学校教育課 資料1)
- (5) 女性消防団員の分団化について
(消防本部 総務課 資料1)

3 その他

使用料・手数料の適正化に関する基本方針の概要について

1 基本方針策定の趣旨

現在の使用料は、消費税率改定分を除き、基本的には合併前からの料金を引き継いでおり、同種目的施設あるいは同規模施設においてバラツキがあり具体的な算出根拠などが明確となっていない状況である。また、住民票や各種証明発行などの手数料においても、長年にわたって据え置かれてきたものである。

これらの行政サービスは、今後予定されている消費税率の引き上げなどの社会経済状況の変化や、利用する方と利用しない方との公平性の観点に基づき、受益と負担の適正化を図る必要がある。

そのため、施設の維持管理・運営や各種証明発行事務等に係る必要経費に基づく算定方法や、サービスに応じた適正な水準のもとで公平性の確保と受益と負担の原則に基づく利用者負担の考え方のほか、施設やサービスを利用する場合の減免についての統一的な基準を定めることが本方針策定の趣旨である。なお、使用料・手数料以外の受益者負担に係る事項は、本方針の趣旨を踏まえ、適切に対応することとする。

2 基本的な考え方

(1) 受益と負担の公平性の確保

施設や各種証明などの利用者と他の納税者との負担の公平性を確保するため、利用者に応分の負担を求めるという適正な「受益者負担」と「公費負担」の割合について考え方を定める。

(2) 算定根拠及び方法の明確化

市民にわかりやすく説明できるように、施設の管理運営や行政サービスの提供に要する費用（原価）を明らかにし、原価に基づく料金の算定方法を定める。

(3) 減額・免除の考え方の明確化

使用料・手数料それぞれの基準に加え、各施設において減額・免除の対象を定める場合には、真にやむを得ないものに限定することとして設定する。

(4) コスト削減に向けた内部努力

利用者（受益者）が応分の費用を負担することにより、行政サービスの質・量が維持されることとなり、市財政の健全化を図ることができることから、常にコスト削減を意識し市民から理解が得られるよう努める。

(5) 定期的な見直し

社会経済状況や人口の状況など、市を取り巻く環境は今後も変化していくことが予測されることから、定期的に変更を見直しすることとする。

3 使用料・手数料の算定に関する実施方針

使用料・手数料の算定に関する実施方針は次のとおりとする。

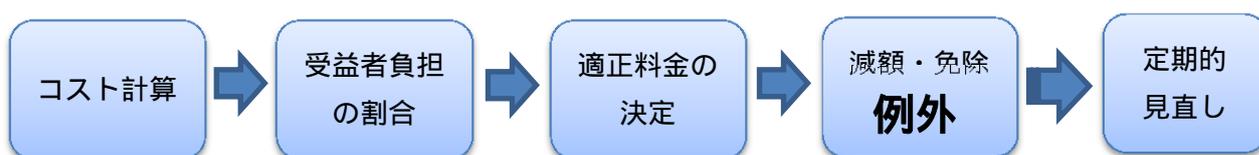
統一的な計算方式により行政サービス提供に係る料金原価を算定する。

行政サービスを性質別に分類し、受益者負担と税負担の割合を明確にする。

料金の決定に当たっては、急激な市民負担の増加防止や近隣自治体との均衡を考慮する。

減免制度の標準化、適正化を行う。

定期的に料金見直しを実施するとともに、利用者のサービス向上に努める。



4 使用料の見直し方針

(1) 使用料の算定方法

$$\text{使用料基準額} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

(2) 原価の算定

原価に算定する経費は、施設の維持管理運営に要する人件費、物件費（賃金、需用費、役務費、委託料、備品購入費等）及び減価償却費の合計として、過去3年間の平均とする。なお、新規設置等により3年を経過していない施設についても、直近の実績を基に検討する。

(3) 原価の計算

貸室等（ホール・会議室等）の原価計算

$$1 \text{ 時間あたり原価} = (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}) \div \text{貸出対象総面積} \div (\text{年間利用可能時間} \times \text{稼働率}) \times \text{利用(室)面積}$$

個人利用施設（博物館、プール等）の原価計算

$$1 \text{ 人あたり原価} = (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}) \div \text{年間施設利用者数}$$

(4) 受益者負担率

施設の設置目的・その性質などから負担の在り方を考え、「必需的」、「選択的」、「公共的」、「市場的」の4つの視点から分類して受益者（利用者）と公費（市民全体）との負担の割合を定める。

必需的施設...日常生活を営む上で、ほとんどの市民が必要とする施設
 選択的施設...特定の市民に必要とされる施設
 市場的施設...民間でも提供されており、行政と民間が競合する施設
 公共的施設...民間では提供されにくく、主として行政が提供する施設

市場的  公共的	受益者負担 50% 公費負担 50%	受益者負担 75% 公費負担 25%	受益者負担 100% 公費負担 0%
	受益者負担 25% 公費負担 75%	受益者負担 50% 公費負担 50%	受益者負担 75% 公費負担 25%
	受益者負担 0% 公費負担 100%	受益者負担 25% 公費負担 75%	受益者負担 50% 公費負担 50%
	必需的 ←————→ 選択的		

施設本来の目的以外の利用に供する場合は、受益者負担率を「受益者負担 100%」として料金を設定する。

(5) 激変緩和措置

上記の方法によって受益者負担額を算出した結果、従来の使用料等と比べ、急激な値上げとなり市民生活への影響が懸念される場合には、激変緩和措置を講じる。なお、定期的な見直しの際にも、同様の考え方として急激な変化を避けることとして、段階的に適正な負担額に近づけていくこととする。

(6) 減額・免除

これまでの減額・免除制度の効果を踏まえつつ、真にやむを得ないものに限定するという考え方の下、受益者負担の明確化、利用者間の公平性・公正性の観点から減額・免除制度を見直すこととする。

また、全施設に共通の基準に加え、各施設において減額・免除の対象を定める場合は、政策的・特例的措置として設定する。なお、市の政策課題である「子ども・子育て環境の整備」「障がい者の社会参加促進」等については、十分配慮することとする。

(7) その他検討する事項

- 市民利用と市民以外の者の利用についての使用料設定（差別化）
- 営利目的の場合の使用料設定

使用時間の設定（午前・午後・夜間の区分又は1時間ごとの区分）
冷暖房加算料金及び付帯設備・備品等の使用料の考え方
市内及び近隣自治体の類似施設や民間施設等との均衡を図る調整

5 手数料の見直し方針

(1) 手数料の算定方法

手数料基準額 = 原価 × 受益者負担率

(2) 原価の算定

使用料と同様に、サービス提供に要する経費の積み上げ（人件費、物件費）により過去3年間の平均額を基に原価を算出する。

(3) 原価の計算

手数料原価 = (1分当たりの人件費 × 処理時間(分) + 物件費等) ÷ 年間処理件数

年間処理件数...基準年度を含む過去3年の実績を基に算定する。

1分当たりの人件費計算方法（1円未満切捨て）

平均給与額 ÷ 出勤日数 ÷ 実労働時間 ÷ 60分

処理時間

原則、当該手数料事務ごとに処理時間を積算する。

ただし、証明書の交付等の類似事務については、標準処理時間を1件当たり5分とする。

(4) 受益者負担率

手数料は、受益者からその役務の提供のために要する費用を負担していただくものであり、受益者負担率は100%を原則とする。

(5) 減額・免除

減額・免除する範囲は、できるだけ限定する。

(6) その他検討する事項

近隣自治体等との均衡に配慮する場合の設定料金の調整

激変緩和措置

6 市における努力及び定期的な見直し

(1) コスト削減及び稼働率向上に向けた努力

管理運営業務内容の見直し・改善を図り、コスト削減を進めることが、使用料・手数料を抑制することとなる。

そのため、経費削減と併せ、PPP（官民連携手法）の導入などによるサービス向上及び更なる稼働率の向上に向け、積極的に取り組んでいくこととする。

(2) 見直しのサイクル

受益と負担の公平性を確保しながら、施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すために、定期的に使用料・手数料の見直しを実施する。なお、急激な社会情勢等の変化があった場合については、その都度見直す。

また、基本方針についても、必要に応じて適宜見直しを行う。

7 使用料・手数料の見直しスケジュール(予定)について

平成30年	3月	使用料・手数料の適正化に関する基本方針概要を市議会報告・説明
	6月	基本方針内容を市議会報告・説明
	8月	改定料金(案)の検討
	9月	改定料金(案)を市議会報告・説明
	12月	条例改正の議案を市議会提出
平成31年	4月	新料金に基づき運用開始

射水市津波ハザードマップの更新について

1 趣旨

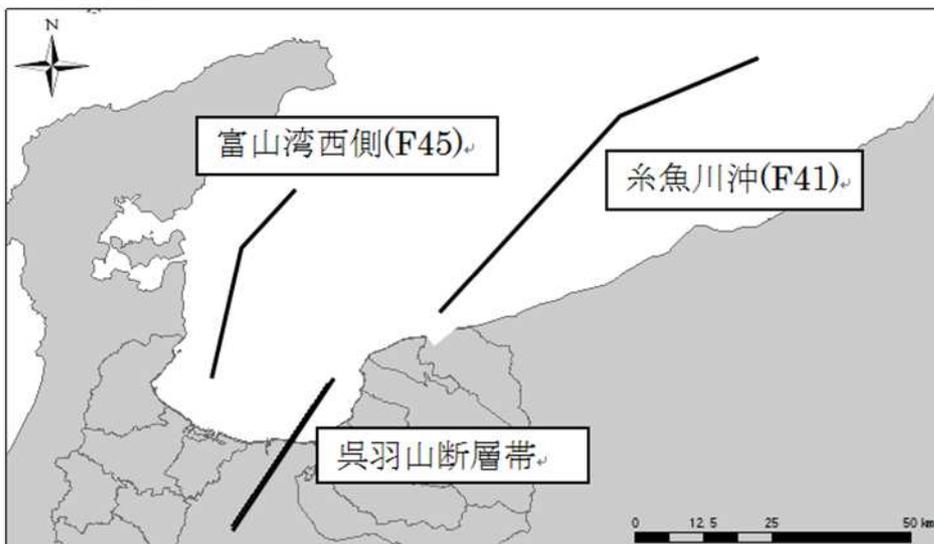
本市の津波ハザードマップは、平成25年3月に作成しており、呉羽山断層帯地震に起因する津波による浸水情報と避難に関する情報を住民に提供することにより、人的被害を防ぐことを目的とし、警戒・災害時に限らず、平常時においても防災意識の高揚、避難訓練等に活用している。

平成26年8月に、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく日本海における新たな断層モデル等が公表され、県は改めて最大クラスの津波を想定したシミュレーション調査を実施し、平成29年2月にその調査結果を公表した。このことから、新たな津波災害想定を踏まえ津波ハザードマップを更新するものである。

2 県津波シミュレーション調査の対象地震

対象地震	想定地震規模	地震により隆起する地盤	
		想定平均すべり量	想定長さ、幅
糸魚川沖(F41)	M7.6	4.66m	長さ 86 km 幅 23 km
富山湾西側(F45)	M7.2	2.77m	長さ 43 km 幅 18 km
呉羽山断層帯	M7.4	2.90m	長さ 35 km 幅 22 km

断層位置図



3 避難対象地区の見直し

新たな津波災害想定を踏まえ、平成25年3月に作成した津波ハザードマップの考え方に準じ津波発生時の避難対象地区の見直しを行う。

- ・想定を超える津波に対応するため、浸水域より広い範囲で設定する。
- ・避難活動では地域ぐるみの助け合いが重要なことから、字単位で設定する。
- ・浸水域が字の一部に限られている場合は、基幹道路に囲まれる範囲とする。
- ・内陸部で田のみが浸水すると想定されている地区は、その浸水域を避難対象範囲とする。

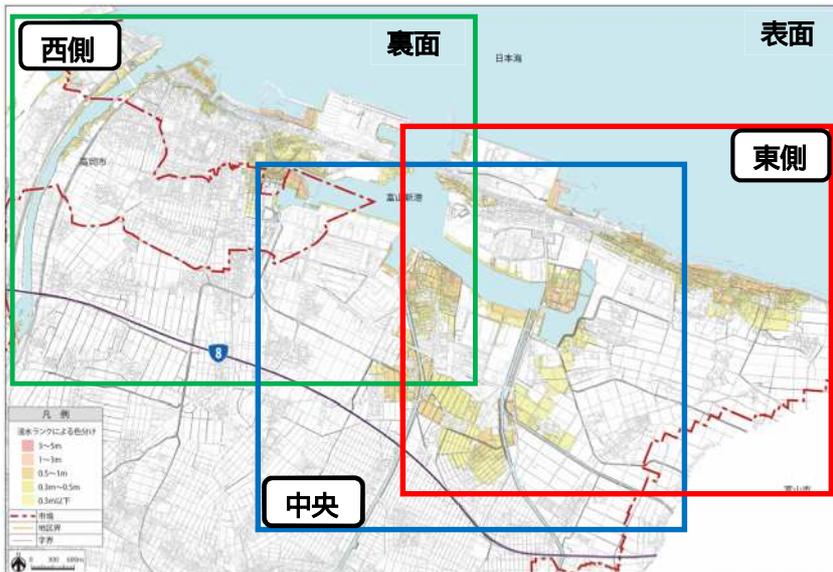
4 ハザードマップの概要

ハザードマップは、災害発生時の避難の際に活用するものであることから、誰もが見やすく、わかりやすいものとする。

(1) 作成図面

4種類の図面を作成し、表面には浸水域全体図、裏面には浸水域を3分割した詳細なマップを掲載し、当該地区のマップを全戸配布する。浸水域外の市民には、表面の全体図が掲載されたマップ（裏面は白）を全戸配布する。

- ・表面：浸水域全体図（縮尺 1 / 20,000）
- ・裏面：浸水域西側図、浸水域中央図、浸水域東側図（縮尺 1 / 10,000）



(2) 掲載情報

ア 避難活用情報

避難対象住民が避難場所や避難方向などを把握するために必要不可欠な情報

- (ア) 浸水予測、浸水開始予測時間
- (イ) 指定緊急避難場所等
- (ウ) 避難対象地区、避難方向、避難時の原則等
- (エ) 津波災害警戒区域

津波災害警戒区域とは、県が指定（平成30年3月予定）する津波災害を防止するため警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、併せて津波基準水位（浸水深に建築物等への衝撃によって生じる津波の上昇を加えた水位）も公表され、県ホームページ等で確認できるようになる。

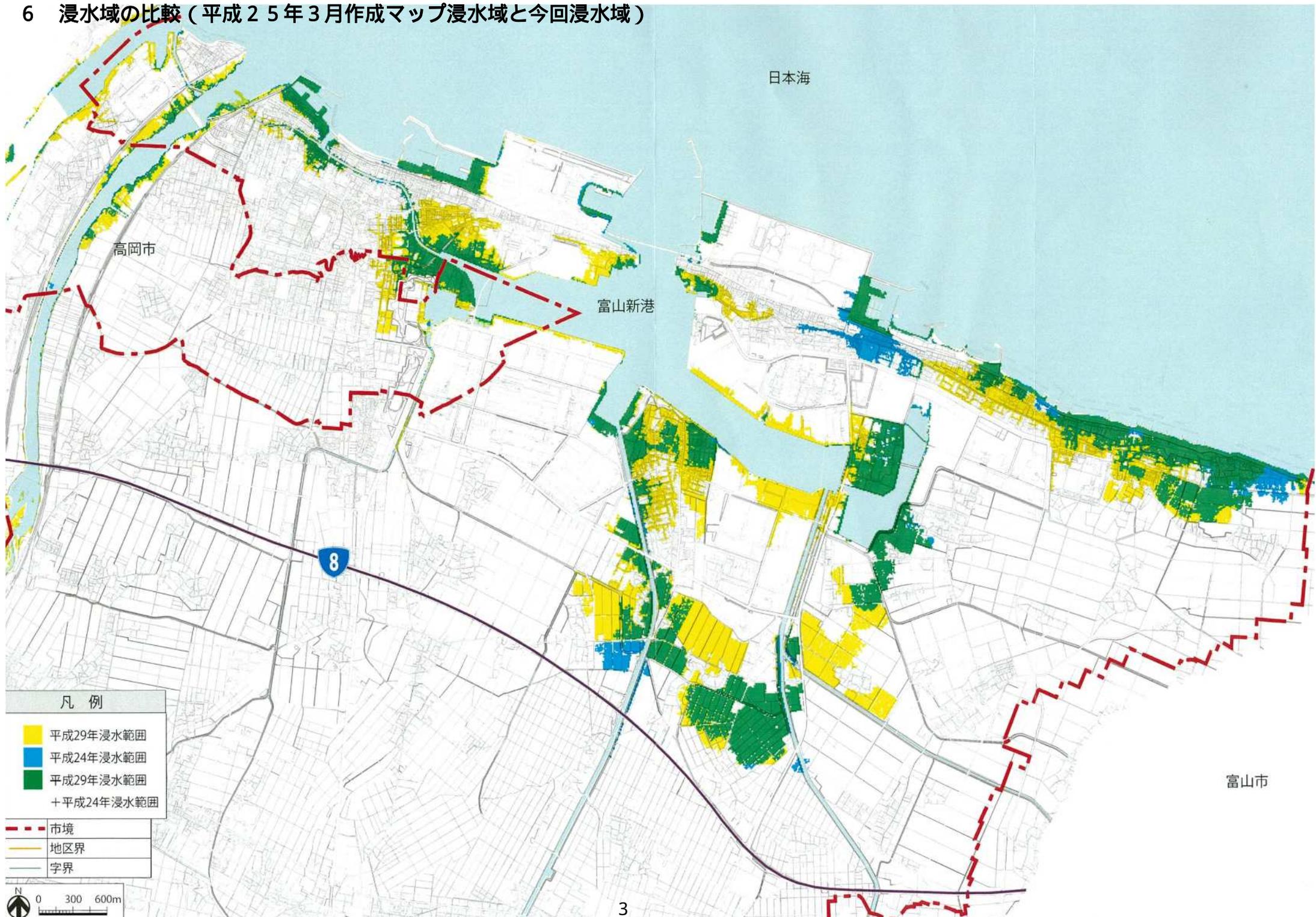
イ 災害学習情報

津波災害等を理解するため情報や防災意識を高揚させるための情報

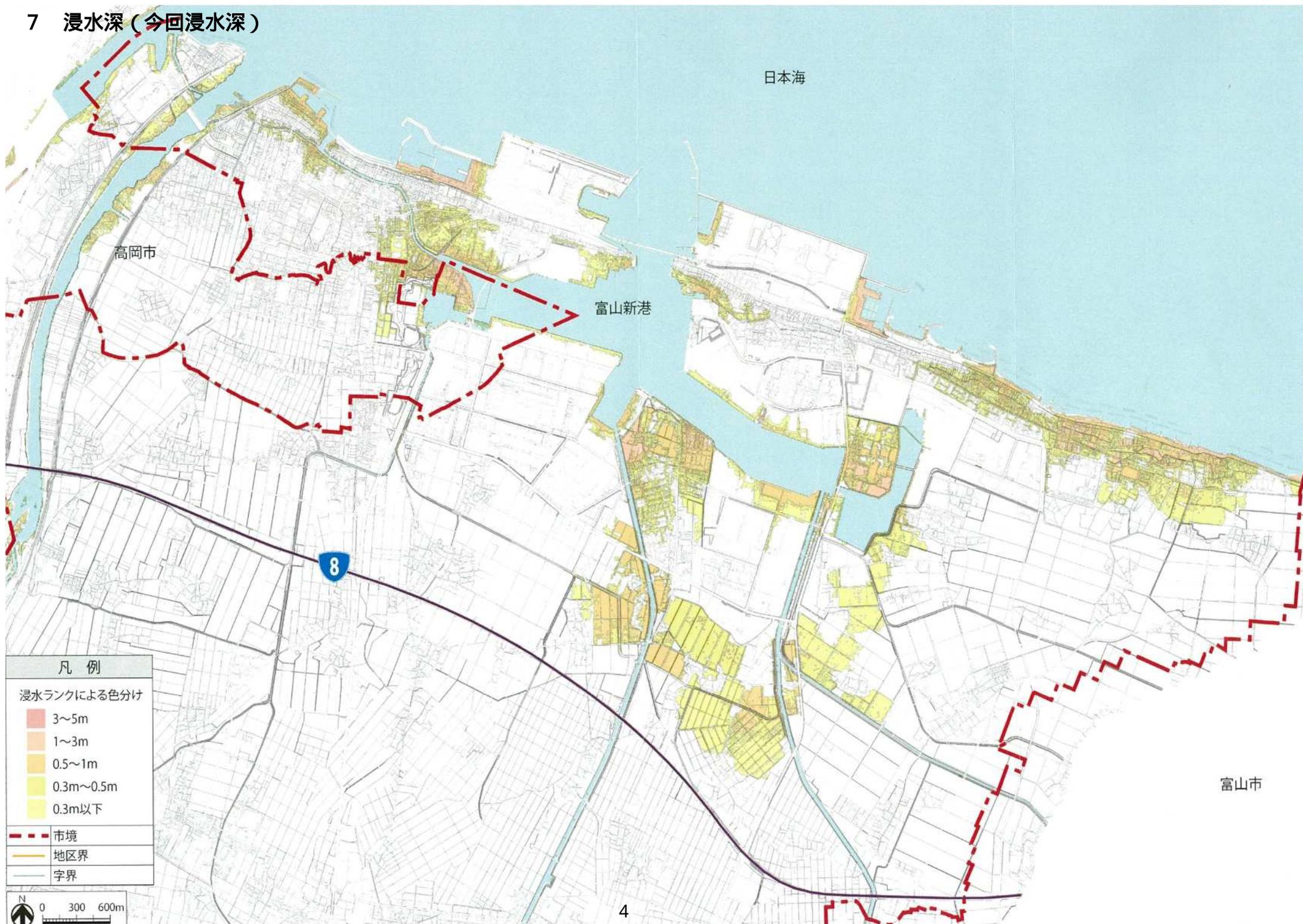
5 作成スケジュール

年月	内容
平成30年 3月	マップ作成
4月	マップの公表、市ホームページへの掲載
5月	全戸配布

6 浸水域の比較（平成25年3月作成マップ浸水域と今回浸水域）



7 浸水深 (今回浸水深)



平成 30 年度(2018 年度)地方税制改正(案)の要旨について(市町村関係部分)

1 個人住民税(平成 33 年度(2021 年度)分個人住民税から)

(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除・公的年金等控除の引き下げとともに、基礎控除を同額引上げ。

給与所得控除・公的年金等控除	10 万円
基礎控除	+ 10 万円(控除額 : 33 万円 43 万円)

(2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除が上限となる給与収入を 1,000 万円から 850 万円に引下げ。

・控除の上限額 : 220 万円 195 万円(上記振替に伴う 10 万円引下げ分を含む。)

子育てや介護を行っている者()には負担増が生じないように措置。

()22 歳以下の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者

(3) 公的年金等控除の見直し

公的年金等収入が 1,000 万円超の場合、控除額に上限を設定。

・控除の上限額 : 195.5 万円(上記振替に伴う 10 万円引下げ分を含む。)

公的年金等収入以外の所得金額が 1,000 万円超の場合、控除額を引下げ。

・他の所得が 1,000 万円超 : 10 万円、2,000 万円超 : 20 万円

(4) 基礎控除の見直し

合計所得金額 2,400 万円(給与収入 2,595 万円)超の納税義務者に係る基礎控除について、控除額が逡減・消失する仕組みを設ける。

合計所得金額	給与収入換算(給与所得のみの場合)	控除額
2,400 万円以下	(2,595 万円以下)	4 3 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	(2,595 万円超 2,645 万円以下)	2 9 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	(2,645 万円超 2,695 万円以下)	1 5 万円
2,500 万円超	(2,695 万円超)	0 (適用なし)

2 固定資産税

- (1) 現行の土地の負担調整措置を3年延長
- (2) 現行の新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長
- (3) 中小企業の設備投資の支援

「生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)」の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間、2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設。

3 たばこ税

- (1) たばこ税率の引上げ

平成30年(2018年)10月1日から平成33年(2021年)10月1日までに3段階で引上げ。

(税率：1,000本当たり)

	現 行	改 正 案		
		H30(2018).10.1	H32(2020).10.1	H33(2021).10.1
市たばこ税	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円
(参考)県たばこ税	860 円	930 円	1,000 円	1,070 円
(参考)国たばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円
(参考)市・県・国計	12,244 円	13,244 円	14,244 円	15,244 円

(国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円引上げ)

- (2) 加熱式たばこの課税方式の見直し

「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とし、平成30年(2018年)10月1日から平成34年(2022年)10月1日まで5年間かけて段階的に実施。

4 地方税の電子化

- (1) 共通電子納税システム(共同収納)の導入

eLTAX(電子情報処理組織)を活用して、法人市民税、個人住民税(特別徴収分)等について、平成31年(2019年)10月から共通電子納税システムを導入

- (2) 大法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化(平成32年度(2020年度)から)

国税と同様に、資本金1億円超の法人等に対して、法人住民税等の電子申告を義務付け

射水市立大門中学校整備計画について

1 整備概要

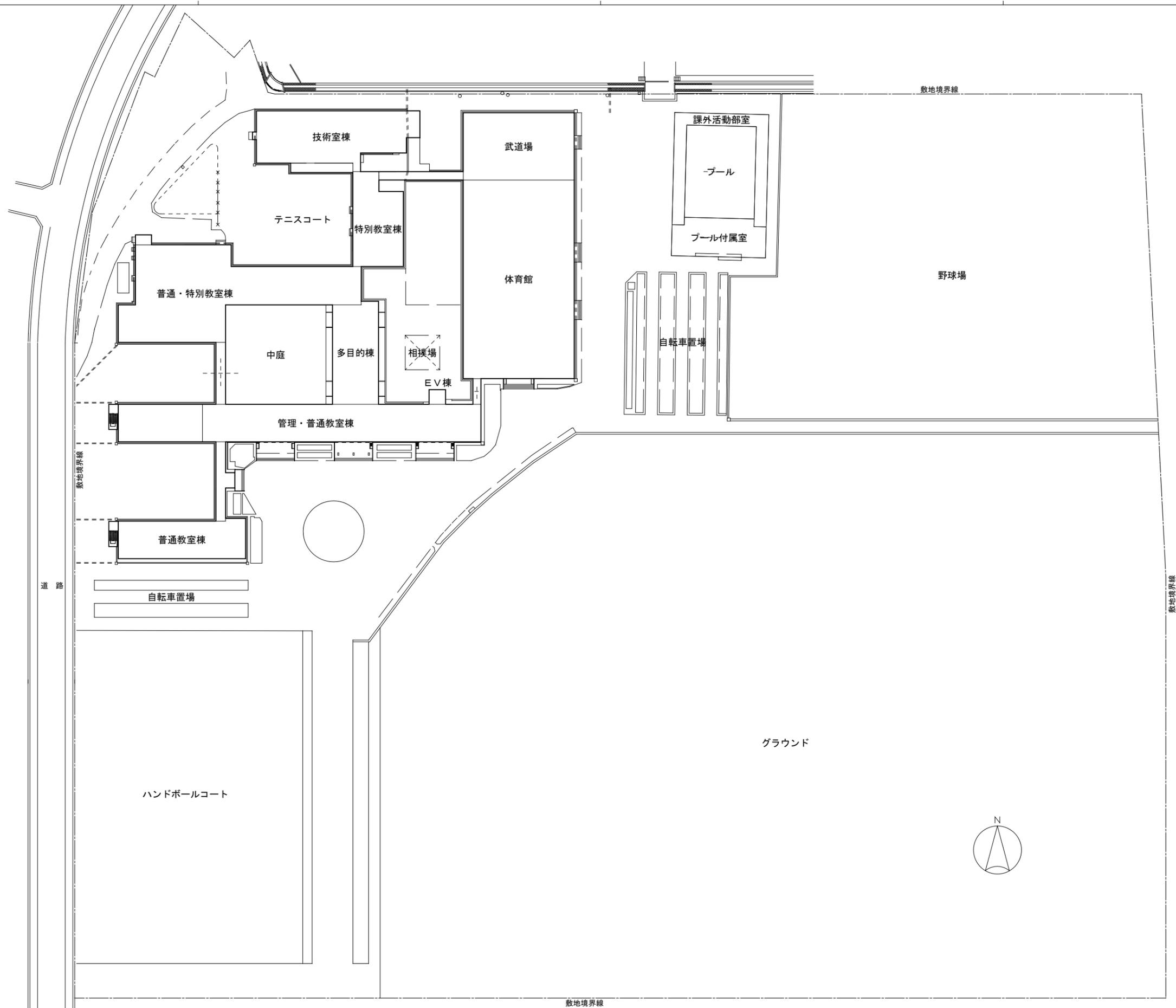
校舎、体育館及び武道場の長寿命化改良工事

2 施設構造

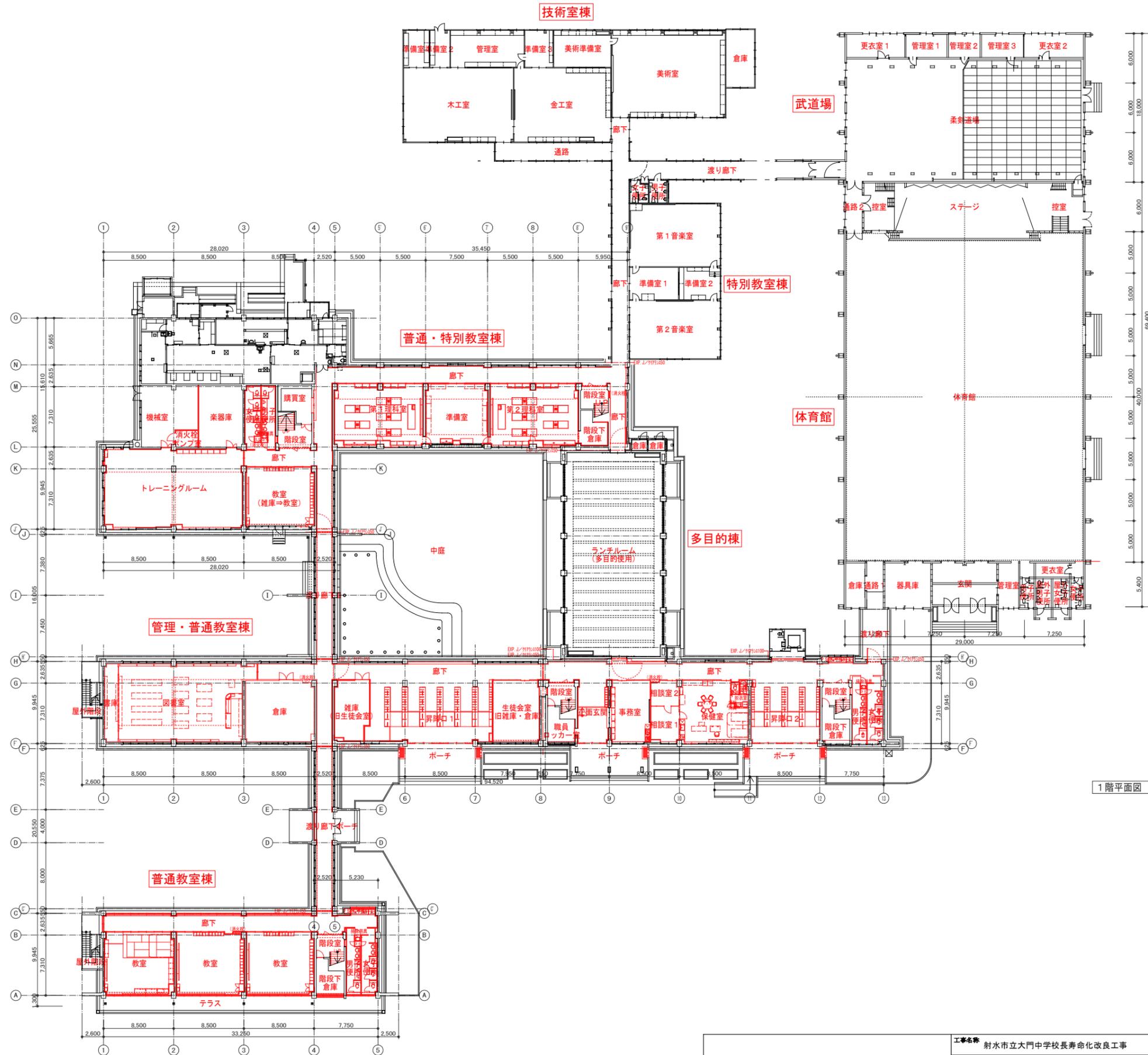
- 校舎：鉄筋コンクリート造3階建（一部鉄骨造平屋建）
- 体育館、武道場：鉄骨造平屋建

3 施設概要

建物名	建築年度	構造	階数	延床面積
普通教室棟	S47	RC	3	989 m ²
管理・普通教室棟	S47	RC	3	計 2,555 m ²
普通・特別教室棟	S47	RC	3	2,509 m ²
特別教室棟	S47	S	1	269 m ²
技術室棟	S47	S	1	508 m ²
体育館棟	S48	S	1	1,574 m ²
武道場棟	S48	S	1	525 m ²
多目的棟	S59・63	RC	3	916 m ²
その他				計 795 m ²
合計				10,640 m ²

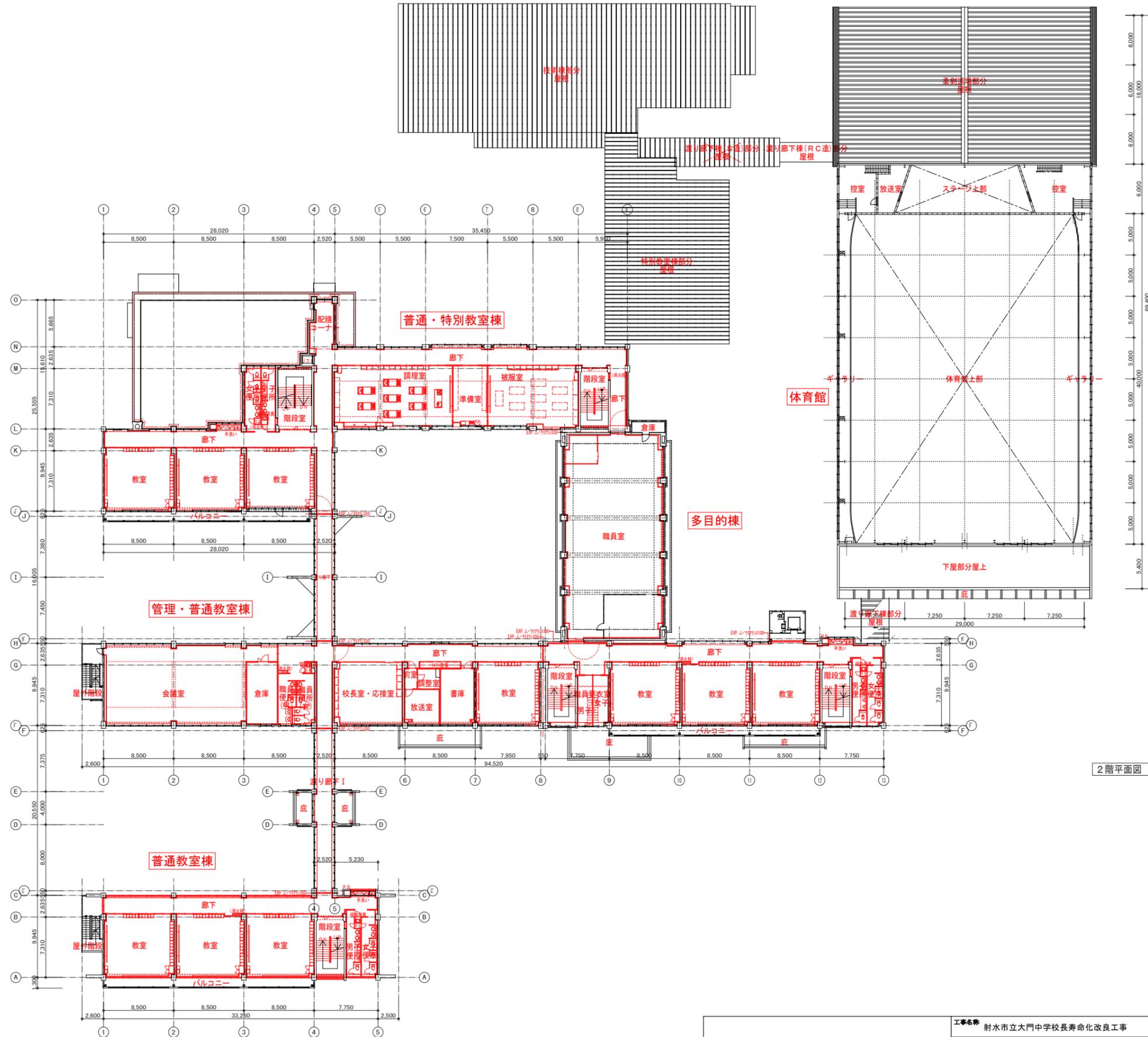


工事名称	射水市立大門中学校長寿命化改良工事	日付	H30.02	図面番号
図面名称	配置図	縮尺	A1:1/500 A3:1/1000	
設計者				



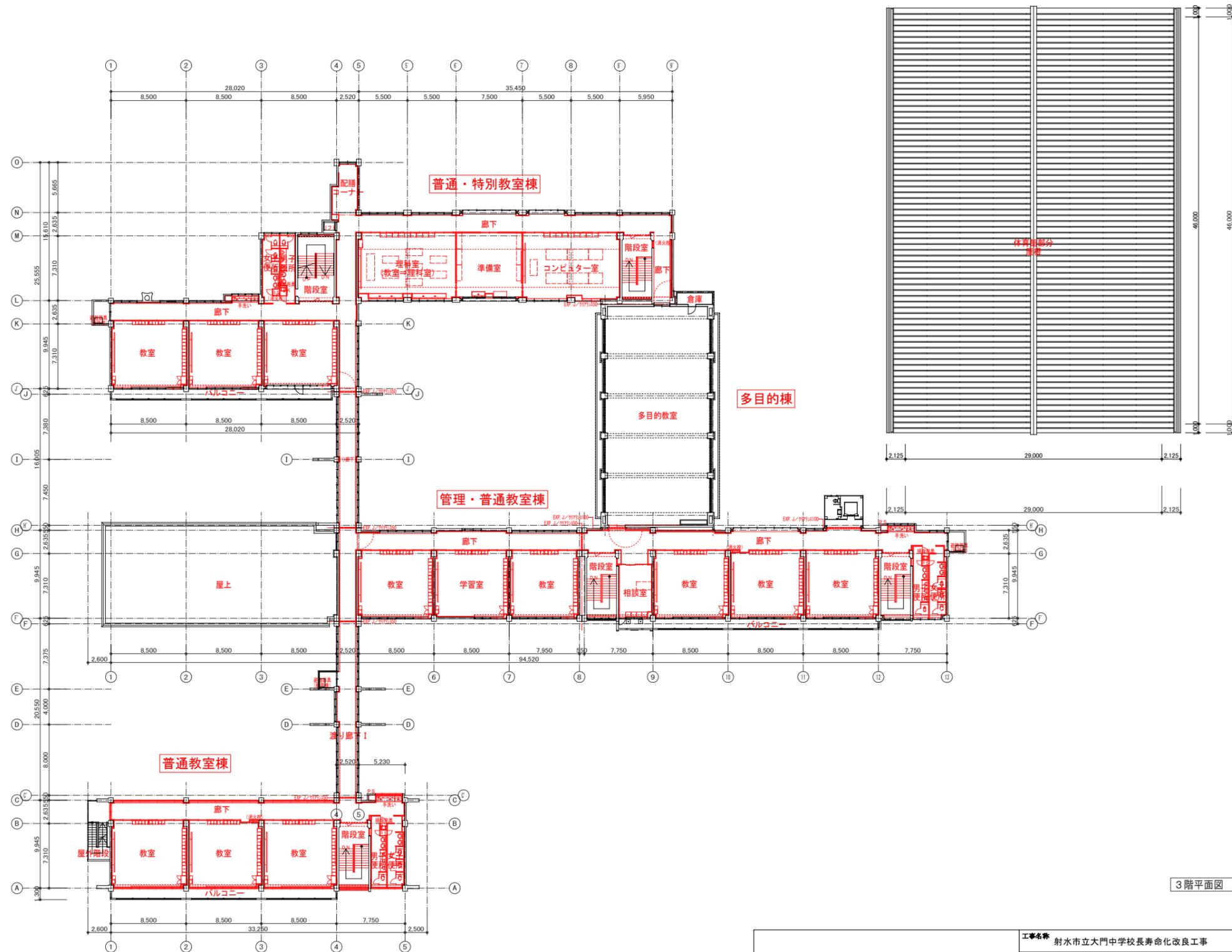
1階平面図 1/250 (1/500)

工事名称	射水市立大門中学校長寿命化改良工事	日付	H30.02	図面番号
図面名称	1階 全体平面図 (改修後)	縮尺	A1:1/250 A3:1/500	
設計者				



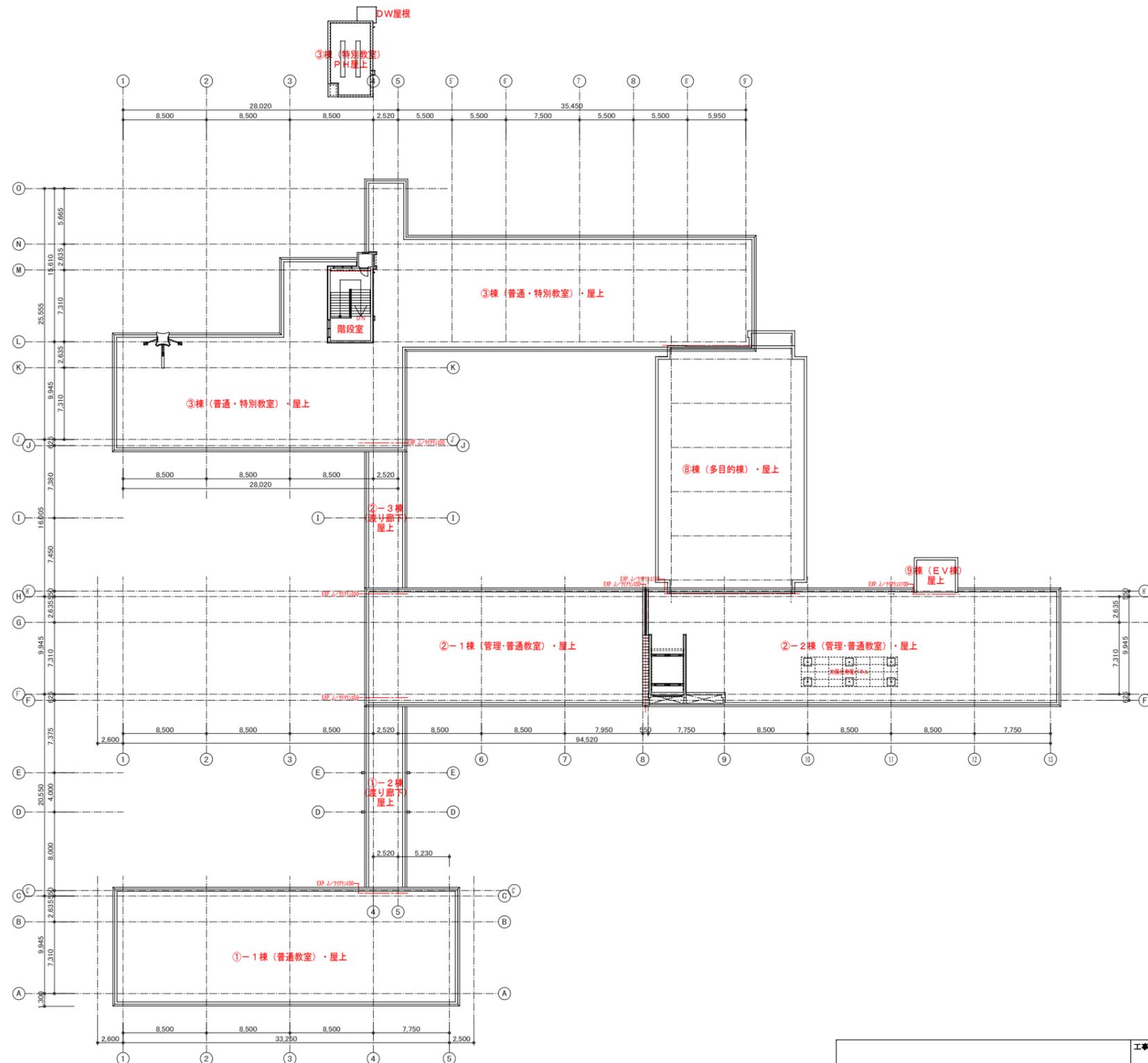
2階平面図 1/250 (1/500)

工事名称	射水市立大門中学校長寿命化改良工事	日付	H30.02	図面番号
図面名称	2階 全体平面図 (改修後)	縮尺	A1:1/250 A3:1/500	
設計者				



3階平面図 1/250 (1/500)

工事名称	射水市立大門中学校長寿命化改良工事	日付	H30.02	図面番号
図面名称	3階 全体平面図 (改修後)	縮尺	A1:1/250 A3:1/500	
設計者				



R階平面図 1/250 (1/500)

工事名称	射水市立大門中学校長寿命化改良工事	日付	H30.02	図面番号
図面名称	屋根 全体平面図 (改修後)	縮尺	A1:1/250 A3:1/500	
設計者				

女性消防団員の分団化について

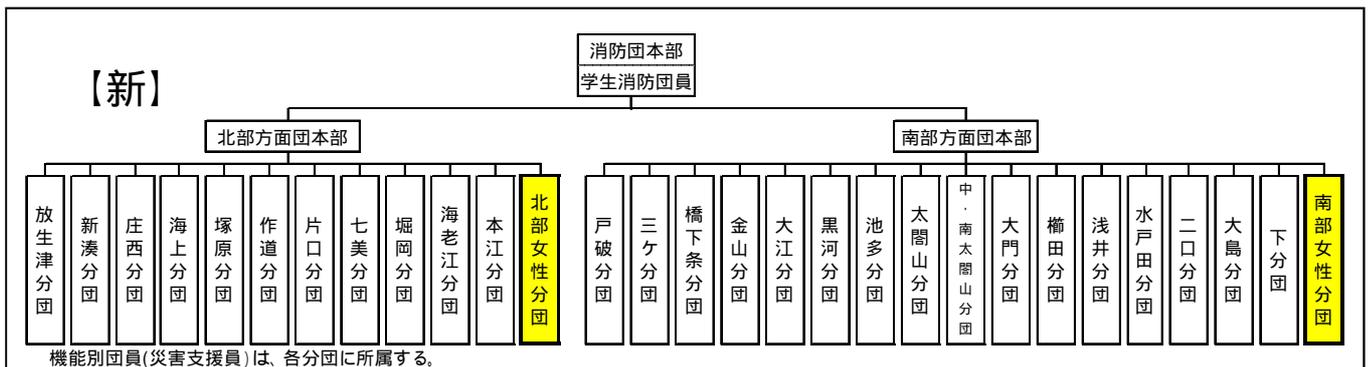
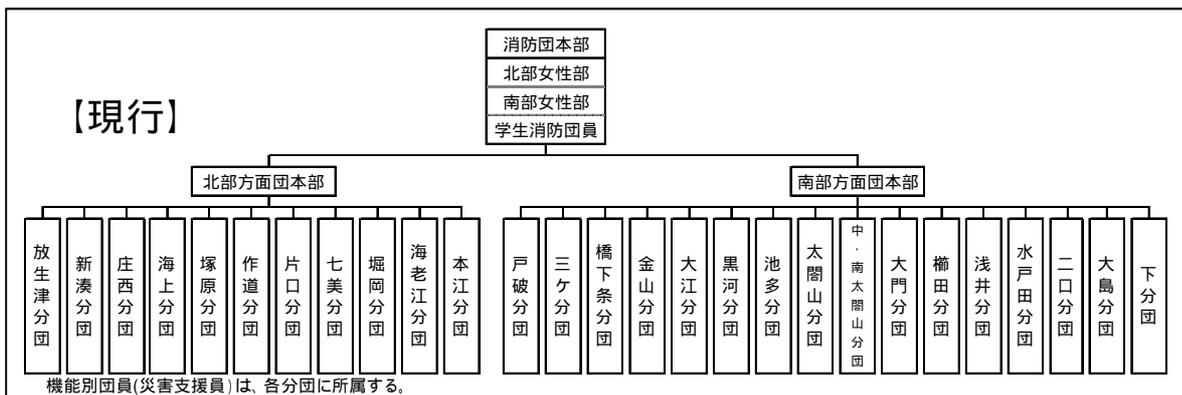
女性消防団員は、一人暮らしの高齢者宅の防火訪問や自主防災訓練の指導など平常時における消防活動を積極的に推進する新たな担い手として、平成 21 年 6 月に 23 名の団員で発足しました。

発足から 9 年が経過した現在では、36 名の女性団員が在籍し、防災訓練や各種イベントで消防団の PR 活動や火災予防啓発活動を献身的に行っています。また、応急手当普及員として市内の企業や小中学生等に命の大切さや応急手当の必要性を指導するなどその役割が多岐にわたっております。

平成 30 年 4 月から、団員の士気高揚や災害対応能力の向上を目的に消防団女性部を「女性分団」へとし、女性ならではの視点、きめ細かな気配りなどを生かし地域防災力の強化を図ります。

また災害発生時には消防活動の後方支援を行うなど地域の防災リーダーとして、今まで以上に、より一層の市民の安全安心の一助として活動ができるように環境を整備するものです。

組織図



県内には、舟橋村を除く 14 の市と町で女性消防団があります。

そのうち分団として活動しているのは、富山市、高岡市、砺波市、小矢部市、黒部市、南砺市の 6 市です。